



2020年1月22日

各位

会社名 マジェスティゴルフ株式会社
代表者名 代表取締役社長 金 在昱
(コード番号：7834)

問合せ先 常務執行役員 CFO 鈴木 正道
(TEL：03-6275-6300)

当社株式の上場廃止のお知らせ

当社は、2019年12月25日開催の第20回定時株主総会において、2020年1月25日を効力発生日とする株式併合（以下「本株式併合」といいます。）に関する議案について原案どおりご承認いただきましたことを受け、その後の所定の手続きを経て、当社株式は2020年1月23日をもって株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場において上場廃止となりますことをお知らせいたします。

なお、詳細につきましては、2019年11月27日付当社プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」及び2019年11月28日付当社プレスリリース『(訂正)「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ』をご参照ください。また、本株式併合により、MAJESTY GOLF KOREA Co., Ltd. 以外の株主の皆様が所有する当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の数は1株に満たない端数となる予定です。この端数が生じた場合の処理等につきましては、下記「1. 1株に満たない端数の処理」及び「2. 主なスケジュール」をご参照ください。

株主の皆様をはじめ、関係各位の皆様には、長年にわたり当社の経営にご理解と温かいご支援を賜りましたことを心より感謝申し上げます。

今後、資本再編を完遂し、当社事業をより発展させることを通じて、社会への貢献、企業価値の向上に努めて参りますので、変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 1株に満たない端数の処理

本株式併合の結果生じる1株に満たない端数については、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。当該売却について、当社は、会社法第235号第2項の準用する第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て MAJESTY GOLF KOREA Co., Ltd. に売却することを予定しております。この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が有する当社株式の数に公開買付価格と同額である195円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付することがきるような価格に設定する予定です。端数株式相当分の処分代金のご案内は、2020年2月下旬にお送りすることを予定しております。

2. 主なスケジュール

① 当社株式の最終売買日	2020年1月22日
② 当社株式の上場廃止日	2020年1月23日
③ 本株式併合の効力発生日	2020年1月25日（予定）
④ 端数株式相当分の処分代金のご案内発送	2020年2月下旬（予定）

以上